

袖ヶ浦カンツリークラブ ゴルフ場利用約款

(約款の適用)

第 1 条 袖ヶ浦カンツリークラブを利用するときは（以下、施設および所有者を含めて「当ゴルフ場」という）会員・非会員を問わず、本約款および当ゴルフ場の諸規則並びに J G A 制定のゴルフ規則によるほか、「千葉県ゴルフ場暴力団追放協議会」の申し合わせに従っていただきます。

(利用契約の成立)

第 2 条 当ゴルフ場でプレーされる方は、プレー当日本約款を確認の上、フロントにおいて所定の用紙に自署して頂くことにより、当ゴルフ場は署名者の施設ご利用をお引き受けいたします。

(施設利用の拒絶)

第 3 条 当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用をお断りすることがあります。

1. 満員のためにスタート時間に余裕が無いとき
2. 非会員については、会員の同伴又は紹介および当ゴルフ場が認めた利用者で無いとき
3. 利用者が暴力団員又は暴力団関係者であるとき
4. 利用者が暴力団員を同伴した場合における利用者とその同伴者全員
5. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をした場合又はする恐れがあると認められたとき
6. 天災、その他止むを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
7. 当ゴルフ場の利用に好ましくない、服装・ルール・マナー・エチケットおよび行為その他の事由があるとき

(施設利用継続の拒絶)

第 4 条 当ゴルフ場は、次の場合にはプレーの途中であっても利用の継続をお断りすることがあります。

1. 前条 2 項から 7 項に該当すると判断したとき
2. 賭博（とばく）その他風紀を乱す行為が認められたとき
3. 従業員又はキャディの指示、注意に従わないとき
4. 他の来場者の迷惑となるおそれがあるとき
5. 本約款その他当ゴルフ場の諸規則に違反したとき

(休場日・開場時間)

第 5 条 当ゴルフ場の休場日と開場時間は、当ゴルフ場の規定によりますが、臨時に変更することがあります。

(危険防止)

第 6 条 ゴルフは危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、全て自己の責任でプレーしていただきます。

万一、プレー中に他のプレーヤーに損傷を与えた場合、プレーヤー自身の責任において解決していただくことになりますので、充分ご注意下さい。

特に次の事項を遵守してプレーしていただきます。

1. (素振り)

素振りは、現に使用するティーイングエリア内の打席又は指定された場所以外では、なさないで下さい。打順以外のプレーヤーは現に使用するティーイングエリア内に立ち入らないで下さい。

2. (距離の確認)

先行組に対しては、後続組のプレーヤーはキャディのアドバイスの如何に拘らず、自分の飛距離を判断して、先行組の 50 ヤード以内に打ち込まないよう注意して下さい。

3. (キャディおよびフォアキャディの合図)

キャディおよびフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断される時の合図ですから、合図があってもプレーヤーは自分の飛距離を判断して打球して下さい。

4. (打者の前方に出ないこと)

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

5. (隣接ホールへの打ち込み)

隣接ホールへの打ち込みは危険ですから、プレーヤーは自分の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球して下さい。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図して、邪魔にならないよう打球するとともに、自分の同伴プレーヤーにも充分気をつけ、危険のないことを確認して打球して下さい。

6. (退避)

後続組に対して打球させる時は、先行組のプレーヤーは後続組のプレーヤー全員が打ち終わるまで、安全な場所に退避して下さい。

7. (ホールアウト後の退去)

ホールアウトした後は直ちにグリーンを退去し、後続組の打球に注意しながら指定された場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

8. (雷光・雷鳴があった場合)

雷光や雷鳴がありプレー中断のサイレンが鳴ったときは、直ちにプレーを中断しゴルフ場の指示に従い退避所等安全な場所に避難して下さい。

(禁煙)

第 7 条 灰皿のある場所以外では喫煙はしないで下さい。マッチの燃え殻、煙草の吸殻は必ずよく消して灰皿へお入れ下さい。

(エチケット・マナーの遵守)

第 8 条 当ゴルフ場の服装基準並びにエチケット・マナーの遵守をお願いいたします。

(盗難・紛失)

第 9 条 携帯品(キャディバッグ・その他の持ち物)や駐車場の自動車の盗難(車上盗難も含む)・紛失・損傷等につきましては、当ゴルフ場では一切の責任を負いませんので自己責任で管理をお願いいたします。

(貴重品)

第 10 条 金銭、その他の貴重品は貴重品ロッカー又はフロントにお預け下さい。お預けいただかない場合、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(乗用カートの利用)

第 11 条 乗用カートを利用される場合は、利用基準に同意の上ご利用下さい。

(約款違背の責任)

第 12 条 当ゴルフ場は、次の場合には損害賠償の一切の責任を負いません。

1. 利用者が本約款に違背して第三者に傷害や損害を与えた場合
2. 利用者が本約款に違背して自ら傷害や損害の被害を受けた場合

(プレー終了後のクラブ確認)

第 13 条 プレー終了後は、クラブを点検し本数を確認の上、伝票に確認のサインをして下さい。確認後のクラブの不足、瑕疵等について、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(宅配便)

第 14 条 宅配便によるゴルフクラブ、バッグ、またはコンペ賞品等のお取次ぎはいたしますが、物品の紛失、損傷等、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

(忘れ物)

第 15 条 忘れ物の保管期限は発見日より 6 ヶ月とし、その間に自己の所有物であることを証明されたときは、その方に引き渡すものとします。又保管期限を過ぎたものは当方で処分させていただきます。

(損害賠償の責任)

第 16 条 利用者が故意又は過失により、当ゴルフ場の従業員、施設又は車両等に損害を与えた場合は、その損害額をお支払いいただきます。

(持ち込み禁止)

第17条 施設内に次の物の持ち込みをお断りいたします。

1. ペット類などの動物
2. 騒音・悪臭を放つもの
3. 鉄砲・刀剣類
4. 発火、爆発のおそれがあるもの
5. 著しく高価な貴重品等
6. その他法令で所持を禁止されているもの

(行為の禁止)

第18条 施設内で次の行為はお断りします。

1. 賭博(とばく) その他風紀を乱す行為
2. 当ゴルフ場が許可をしていない物品販売、宣伝広告等の行為
3. プレーヤー以外のコース内立ち入り
4. 所定場所以外での携帯電話の使用
5. コース内の撮影
6. 刺青・タトゥーのある方・泥酔の方・他人に感染の恐れのある病気の方の入浴
7. レストラン及び当クラブ施設内での持ち込みによる飲食

(会員の責任)

第19条 会員は同伴又は紹介したゲストの一切の行為と諸支払について当ゴルフ場に対し連帯責任を負っていただきます。

(個人情報の取扱)

第20条 1. 当ゴルフ場は予約時点で電話・ファックス・電子メール等で頂いた個人情報と、プレー当日に署名簿に署名頂きました個人情報につきましては、当ゴルフ場のプライバシーポリシーに則り、安全に管理致します。

2. 当ゴルフ場では、ご利用頂きましたお客様に対して、当ゴルフ場のイベント情報、営業案内等を郵便、ファックス、電子メールでご案内する場合があります。

(その他)

第21条 その他本約款の定めがない事項は、信義・誠実の原則に従って解決されるものいたします。

当ゴルフ場は、本規約を変更することができるものとし、本規約を変更する場合、当ゴルフ場はウェブサイトにて本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を告知したうえで、会員の皆様には会報にてこれらの内容を周知させていただきます。

(付則) 本約款は2025年9月14日より施行する。